

## ◆ 精神保健福祉センターとは

### 役 割

精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、知識の普及を図り、調査研究を行い、相談及び指導のうち複雑困難なものを行うことになっています。

精神保健福祉センターの目的は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまで広範囲にわたっています。

この目的を達成するために、県内の保健所、市町、県健康福祉センターが行う精神保健福祉業務が効果的に展開されるよう、積極的に技術指導・技術援助を行うほか、その他の医療、福祉、労働、教育、産業などの関係機関と緊密に連携を図ることが求められています。

### 業 務

#### 1 技術援助・技術指導

精神保健福祉活動を推進するため、市保健所、市町、県健康福祉センター及び関係機関に対し職員を派遣するなどの技術援助・技術指導を行っています。

#### 2 教育研修

精神保健福祉活動の担い手である各関係機関の担当職員等を対象として、必要な知識の向上を図るため各種の研修を行っています。

#### 3 精神保健福祉相談

心の悩みを持つ本人やその家族を対象に電話相談・来所相談を行っています。また、同じ悩みを持つ人や家族のグループ活動を行っています。

#### 4 普及・啓発

精神保健福祉に関する知識の普及を図るため、講演会の開催やビデオ・パネルの貸出し、刊行物の発行などを行っています。

#### 5 調査・研究

精神保健福祉に関する様々な調査・研究を行っています。また、精神保健福祉に関する資料の収集や提供を行っています。

#### 6 組織育成

精神保健福祉活動を行っているグループや団体に対し、その活動の支援を行っています。

#### 7 審査

精神障害者の人権に配慮した適正な精神医療の確保を目的に、退院等の請求や定期病状報告書等に係る審査を行う精神医療審査会の事務を行っています。また、自立支援医療（精神通院医療）や精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定を行っています。